

「経緯の概要」

日 付	内 容
令和 4 年 6 月 28 日	訴状が市に郵送で到着。
令和 4 年 9 月 1 日	第 1 回口頭弁論（さいたま地方裁判所）
令和 4 年 10 月 12 日 ～ 令和 5 年 6 月 21 日	第 2 回～第 7 回 Web 会議での書面による準備手続き 計 6 回 第 2 回 R4. 10. 12 第 3 回 R4. 11. 21 第 4 回 R5. 1. 17 第 5 回 R5. 3. 14 第 6 回 R5. 5. 9 第 7 回 R5. 6. 21
令和 5 年 8 月 7 日	裁判所より FAX にて、代理人弁護士宛てに市が 6,500 万円支払う旨の和解案が示された。
令和 5 年 10 月 25 日 （当初 9 月 6 日予定→ 裁判所都合で延期）	第 8 回 Web 会議にて、裁判所が示した和解案に対する双方の回答の確認及び協議。 裁判所からの提案で和解額 4,870 万円及び支払時期を令和 6 年 1 月 10 日とする新たな和解案が示された。
令和 5 年 11 月 30 日	令和 5 年和光市議会 12 月定例会に、「損害賠償の額の決定及び和解について」の議案を上程。
令和 5 年 12 月 21 日	議決（上記の議案を市議会が原案のとおり可決）
令和 5 年 12 月 22 日	さいたま地方裁判所が「和解調書」を発出。
令和 5 年 12 月 25 日	代理人弁護士を通じて、市に「和解調書」が到着。
令和 6 年 1 月 9 日	和解金の支払い（和解手続きの完了）
令和 6 年 1 月 29 日	元職員に対し、求償権に基づく請求を実施